

公益財団法人豊田都市交通研究所法令遵守推進規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人豊田都市交通研究所（以下「研究所」という。）における法令遵守の推進に関して必要な事項を定めることにより、業務の公平性を確保し、もって研究所の社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 評議員、役員、顧問及び研究企画委員会の委員をいう。
- (2) 職員 雇用者、派遣者及び出向者のいかなを問わず、研究所の事業等に従事するすべてのものをいう。
- (3) 役職員 役員等及び職員をいう。
- (4) 法令等 役職員が遵守すべき研究所に係る法令及び研究所の例規をいう。
- (5) 法令遵守 法令等を厳格に遵守すること及び不正な行為の未然防止を図ることにより公正な職務の執行を図ることをいう。

(責務)

第3条 役職員は、研究所の社会的使命と役割を自覚するとともに、法令遵守に努めなければならない。

- 2 役職員は、研究所が業務内容について市民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。
- 3 役職員は、研究所の経営方針及び法令等に違反する行為並びに不正な行為（以下「違法行為等」という。）が行われた事実又は行われるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに是正措置と再発防止策を講じなければならない。

(法令遵守推進会議)

第4条 研究所における法令遵守を推進するための取組の検討、審議等を行うため、法令遵守推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の組織)

第5条 推進会議は、専務理事、事務局長、部長及び主幹をもって組織する。

- 2 推進会議に議長を置き、専務理事をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。
- 5 議長は、必要があるときは、作業部会を設置することができる。

(法令遵守総括責任者等)

第6条 研究所に法令遵守総括監理者（以下「総括監理者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 部に法令遵守監理者（以下「監理者」という。）を置き、企画管理部長及び研究部長をもって充てる。

(法令遵守総括監理者等の任務)

第7条 総括監理者及び監理者は、研究所における法令遵守に関する取組を総括管理する。

2 監理者は、職員が法令遵守をするよう監督するとともに、部の法令遵守に関する取組を総括するほか、上位の者との連絡を行う。

(庶務)

第8条 この規則に関する庶務は、企画管理部において行う。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (平成21年11月30日決定)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。